

第 1 1 8 号議案

足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 1 2 月 6 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区リサイクルセンター条例の一部を改正する条例

足立区リサイクルセンター条例（平成 9 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者評価委員会）

第 1 6 条の 2 第 1 3 条第 2 項に規定する指定管理者の業務が適正に行われているかを評価するため、区長の附属機関として足立区リサイクルセンター指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、前項に規定する評価に関し優れた識見を有する者のうちから、区長が評価に必要な期間を定めて委嘱又は任命する委員 5 人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区リサイクルセンター指定 管理者評価委員会	日額 7 , 0 0 0 円
----------------------------	----------------

（ 提案理由 ）

指定管理者の評価委員会を設置するとともに、規定を整備する必要がある
るので、この条例案を提出いたします。